

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局保育課

事業名	保育所緊急整備補助金																																							
政策体系上の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること</p> <p>施策目標2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること</p>																																							
事業の概要	待機児童が多い市区町村を中心として定員増を伴う民間保育所の緊急的な整備を行い、受入児童数の拡大を図る。																																							
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 児童福祉法上、保育の実施義務が市町村にあり、保育所の基盤整備には行政の積極的関与が希求される。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方) 児童福祉施設等にかかる施設を整備する場合に交付される次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なり、①待機児童の多い市区町村を中心に、②定員増を伴う保育所整備を行う場合 に対し、従来の手法とは異なる視点から(従来の計画以上の業務の推進や必要な所要額の確保など)に本事業の対象とする。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>補助事業を行う → 待機児童が存在する市区町村において保育所整備が促進される → 待機児童が存在する市区町村において待機児童が解消される → 国全体として待機児童が解消される</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なる緊急的な整備手法により、整備を促進し、有効である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>本事業は、整備が必要とされる市区町村を対象としており、効率的に待機児童の解消を図るものである。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 児童福祉法上、保育の実施義務が市町村にあり、保育所の基盤整備には行政の積極的関与が希求される。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方) 児童福祉施設等にかかる施設を整備する場合に交付される次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なり、①待機児童の多い市区町村を中心に、②定員増を伴う保育所整備を行う場合 に対し、従来の手法とは異なる視点から(従来の計画以上の業務の推進や必要な所要額の確保など)に本事業の対象とする。				政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)		補助事業を行う → 待機児童が存在する市区町村において保育所整備が促進される → 待機児童が存在する市区町村において待機児童が解消される → 国全体として待機児童が解消される		事業の有効性	本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なる緊急的な整備手法により、整備を促進し、有効である。	本事業は、整備が必要とされる市区町村を対象としており、効率的に待機児童の解消を図るものである。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																					
(理由) 児童福祉法上、保育の実施義務が市町村にあり、保育所の基盤整備には行政の積極的関与が希求される。																																								
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																					
(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。																																								
民営化や外部委託の可否	可	否																																						
(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。																																								
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																						
(有の場合の整理の考え方) 児童福祉施設等にかかる施設を整備する場合に交付される次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なり、①待機児童の多い市区町村を中心に、②定員増を伴う保育所整備を行う場合 に対し、従来の手法とは異なる視点から(従来の計画以上の業務の推進や必要な所要額の確保など)に本事業の対象とする。																																								
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)																																								
補助事業を行う → 待機児童が存在する市区町村において保育所整備が促進される → 待機児童が存在する市区町村において待機児童が解消される → 国全体として待機児童が解消される																																								
事業の有効性	本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なる緊急的な整備手法により、整備を促進し、有効である。																																							
本事業は、整備が必要とされる市区町村を対象としており、効率的に待機児童の解消を図るものである。																																								

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	待機児童数 (単位:人) (待機児童の解消/ー)	本事業の推進により、保育所の待機児童数の解消を図る。
(調査名・資料出所、備考) ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調査		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	受入児童数 (単位:人) (215万人以上/平成21年度)	本事業の推進により、保育所の受入児童数の拡大を図る。
(調査名・資料出所、備考) 厚生労働省統計情報部「福祉行政報告例」による。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)